

安全に対する取組状況 <上位事項> 追加項目詳細

項目	追加											
	番号	配点	内容									
3 運行管理等	U③ -3	4	<p>衝突被害軽減ブレーキ以外の先進安全自動車(ASV)装置を導入し装着しているか (提出単位:事業者)</p> <p>次の対象装置のうち1両につき2種類以上の装置を装着した車両割合に応じて加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置 ・車両安定性制御装置 ・ドライバー異常時対応システム ・先進ライト ・側方衝突警報装置 ・統合制御型可変式速度超過抑制装置 ・アルコール・インターロック ・事故自動警報システム <p>総車両数のうち</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">①装着率</td> <td style="width: 60%;">2割未満の場合</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">0点</td> </tr> <tr> <td>②装着率</td> <td>2割以上5割未満の場合</td> <td style="text-align: right;">2点</td> </tr> <tr> <td>③装着率</td> <td>5割以上の場合</td> <td style="text-align: right;">4点</td> </tr> </table>	①装着率	2割未満の場合	0点	②装着率	2割以上5割未満の場合	2点	③装着率	5割以上の場合	4点
①装着率	2割未満の場合	0点										
②装着率	2割以上5割未満の場合	2点										
③装着率	5割以上の場合	4点										
5 労基法等	U③ -2	1	<p>国土交通省が公表している「貸切バス事業者の安全情報」において、全ての営業所の正規雇用の運転者の平均給与月額 が最上位のランクであるか (提出単位:営業所)</p>									

安全に対する取組状況 <上位事項> 変更項目詳細①

項目	変更			現行		
	番号	配点	内容	番号	配点	内容
3 運行管理等	U⑥ -2	2	拘束時間、休息期間、連続運転時間について「改善基準告示」よりも厳しい社内基準を設定し、遵守しているか (提出単位:事業者) ※勤務実績一覧に改善基準告示違反がある場合は評価しない	U⑥ -2	1	拘束時間、休息期間、連続運転時間について「改善基準告示」よりも厳しい社内基準を設定しているか (提出単位:事業者)
				U⑥ -3	2	U⑥-2で設定した「改善基準告示」よりも厳しい社内基準を遵守しているか (提出単位:事業者) ※U⑥-2「改善基準告示より厳しい社内基準」を設定している事業者のみ対象 ※勤務実績一覧に改善基準告示違反がある場合は評価しない
	U⑦ -1	2	【対面点呼時】(提出単位:営業所) 全ての営業所において、アルコール検知器の測定データがパソコン等に保存され、かつ記録紙(乗務員名(ID番号)・日時・検知結果)の再出力が可能な高性能タイプのアルコール検知器を使用しているか ※測定結果が数値で表示されない等の簡易型のアルコール検知器を使用している場合は評価しない	U⑦ -1	1	【対面点呼時】(提出単位:営業所) 全ての営業所において、アルコール検知器の測定データがパソコン等に保存され、かつ記録紙(乗務員名(ID番号)・日時・検知結果)の再出力が可能な高性能タイプのアルコール検知器を使用しているか ※簡易レシートで測定結果が記録される等の簡易型のアルコール検知器を使用している場合は評価しない
U⑦ -2	2	【非対面点呼時】(提出単位:営業所) 宿泊地での飲酒禁止が社内規程等で定められており、モバイルアルコール検知器から測定データが即時に営業所のパソコン等に転送され、点呼日時、乗務員氏名(ID番号)、検知結果が保存される等、高性能タイプを使用している場合(2点) ※測定結果が数値で表示されない簡易型のアルコール検知器を使用している場合は評価しない	U⑦ -2	2	【非対面点呼時】(提出単位:営業所) ・モバイルアルコール検知器から測定データが即時に営業所のパソコン等に転送され、点呼日時、乗務員氏名(ID番号)、検知結果が保存される等、高性能タイプを使用している場合(2点) ・簡易型モバイルアルコール検知器とテレビ電話を併用しており、テレビ電話を使用して点呼を実施していることが分かる写真の提出がある場合(1点) ※簡易型モバイルアルコール検知器のみ使用している場合は評価しない	

安全に対する取組状況 <上位事項> 変更項目詳細②

項目	変更			現行		
	番号	配点	内容	番号	配点	内容
3 運行管理等	U⑨ -2	4	衝突被害軽減ブレーキ装置を導入し装着しているか (提出単位:事業者) 総車両数のうち ①装着率 2割未満の場合 0点 ②装着率 2割以上5割未満の場合 2点 ③装着率 5割以上の場合 4点	U⑨ -2	3	衝突被害軽減ブレーキ装置を導入し装着しているか (提出単位:事業者) 総車両数のうち ①装着率 2割未満の場合 0点 ②装着率 2割以上4割未満の場合 1点 ③装着率 4割以上の場合 3点
	U⑮ -2	2	国土交通大臣が認定する「適齢診断」を65歳以上75歳未満の全運転者に対し2年に1回以上受診させているか (提出単位:事業者) ①2年に1回受診 1点 ②毎年受診 2点	U⑮ -2	1	国土交通大臣が認定する「適齢診断」を65歳以上75歳未満の全運転者に対し2年に1回以上受診させているか (提出単位:事業者)

安全に対する取組状況 <上位事項> 変更項目詳細③

項目	変更			現行		
	番号	配点	内容	番号	配点	内容
5 労基法等	U③ -1	2	全従業員に対し、1年に1回以上2年連続で労基法・改善基準告示の教育を行っているか (提出単位:事業者)	U③	1	全従業員に対し、1年に1回以上2年連続で労基法・改善基準告示の教育を行っているか (提出単位:事業者)
	U④ -1	1	運転者の健康状態や疲労状況の把握等に効果が高い携帯型心電計、居眠り警報装置等の機器を1台以上導入しているか (提出単位:事業者)			
	U④ -2	8	健康起因事故防止対策に有効な4種類のスクリーニング検査について、国土交通省作成のガイドライン(マニュアル)に基づき取扱規程を作成し、その規程に基づき健康管理を実施しているか (提出単位:事業者) 次の①～④で各2点 ①睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル ②脳血管疾患対策ガイドライン ③心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン ④視野障害対策マニュアル 国土交通省作成ガイドライン(マニュアル)は https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html を参照すること 取扱規程を作成し、その規程に基づいて健康管理を実施しており、その結果として検査対象者がいない場合等については、検査を受診しなくても評価する。 検査を受診している場合は、取扱規程、健康管理の実施状況を記した書類(運転者数、検査対象者数、検査受診者数、治療者数を記した書類)、受診の請求書若しくは領収書等を提出すること。 検査対象者がいない場合は、取扱規程、健康管理の実施状況を記した書類(運転者数、検査対象者数、検査受診者数、治療者数を記した書類)を提出することで評価するが、検査対象者がいるにもかかわらず受診していない場合は評価しない。	U④	2	次の①～③のうちいずれか1つで1点、2つ以上で2点 (提出単位:事業者) ①全運転者の3割以上の運転者に対し睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を実施している ②運転者に対して、健康診断実施時に年齢に応じて生活習慣病(成人病)検診や脳検診等を1名以上に実施している ③運転者の健康状態や疲労状況の把握等に効果が高い携帯型心電計、居眠り警報装置等の機器を1台以上導入している